

議案第89号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
の一部を改正する条例制定の件

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を
改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 提出

鹿児島県知事 塩田 康一

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一
部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27
年鹿児島県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「知事」の次に「又は教育委員会」を加え、同条第 4 項中「であって規則で
定めるもの」を削り、同項第 1 号中「。以下「就学支援金法」という。」を削り、「別表第 1 の
1 の項第 1 号及び第 2 号」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律第 9 条第 1 項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和 6 年
デジタル庁
総 務 省 令第 8 号。以下「命令」という。）の表 7 の項から 9 の項まで」に改め、同項第 2 号
中「以下同じ。」を削り、「別表第 1 の 1 の項第 3 号」を「命令の表11の項」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

執行機関	事 務
知事	鹿児島県営住宅条例（平成 4 年鹿児島県条例第43号）による旧特定 公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特 別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に よるものを除く。）であって規則で定めるもの

別表第 2（第 2 条関係）

執行機関	事 務	特定個人情報
知事	鹿児島県営住宅条例による旧特 定公共賃貸住宅の管理に関する 事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律 第283号）による身体障害者手帳 又は精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律（昭和25年法律第 123号）による精神障害者保健福 祉手帳に関する情報であって規則 で定めるもの
		生活保護法（昭和25年法律第144

		号) による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
--	--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。